

## 大雪により災害救助法が適用された地区の被災者の皆様へのお知らせ

今冬期の大雪により災害救助法が適用された地区の被害を受けられた皆様、またそのご家族の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊金庫では「大雪災害相談窓口」を設けるとともに、つぎのとおりの特典のお取扱いもさせていただきますので窓口までご相談下さい。

1. ご預金の証書、通帳、印鑑を紛失されたお客様は特典のお取扱いをいたしますのでご相談下さい。
2. 国債を紛失された場合もご相談下さい。
3. 大雪災害による障害のため、支払期日が経過した手形のお取立て、また、手形の不渡処分等についてもご相談下さい。
4. 大雪災害に起因する資金繰り、ご返済条件の変更等につきましてもご相談下さい。

以 上

長 野 信 用 金 庫